防火研修会 保育施設の火災安全を考える 一待機スペースを活用した水平避難ー 開催記録

- · 日 時 2016年6月23日(木) 14:00~17:00
- ・場 所 東京理科大学森戸記念館 1 階第 2 フォーラム
- ·参加者 35 名
- 1 趣旨説明 日本防火技術者協会副理事長

株式会社日建設計 福井 潔

最近保育施設の待機児童を減らすという政策のもとに、従来は低層階にしか設置されなかった保育施設がより高層階に設置されるようになってきている。それらの施設で火災発生時に乳児や幼児の安全が確保されているのかを危惧している。自力避難のできない乳児や幼児の安全を確保するには、すぐに避難ということでなく、「待機」という考えも有効ではないかと考えている。この研修会ではこの考えに基づいて保育施設の火災安全を考えていきたい。

2 ビル内保育施設の実態

株式会社日建設計 古宇田智子

株式会社エフディーエム 田村 祐介

統計データを用いて、保育施設の種別、施設数の推移、待機児童数、認可基準の概要等を説明した。引き続き、高層設置の保育施設数やその事例を説明した。

3 ビル内待機場所計画のポイント

株式会社明野設備研究所 土屋 伸一

ビル内に保育施設を設置するには、避難施設の冗長性、避難施設までの避難距離の制限などとともに、幼児の運動能力を考慮し、避難することより、とりあえず待機することも安全確保の選択肢としてあることを説明し、そのためにはどのようなハード、ソフトの対策が必要かを説明した。また、既存の事務所ビルに保育施設が入居した場合を想定したケーススタディを紹介し、施設設計のポイントを説明した。

4 ビル内保育施設チェックリストの提案

日本防火技術者協会理事

防災コンサルタンツ 堀田 博文

ビル内に保育施設を設置する場合の火災安全上のチェックリストを入居建物と入居施設 に分けて紹介し、安全確保のポイントを説明した。

<討論>

主なご意見等

- ・関澤先生説明の「一時待避場所」を利用した水平避難について 想定している建物は耐火建築物ではないとすれば確実な区画性能が必要では? →建物にスプリンクラーが設置されていて大きな火災にはならないということが前提と なっている。そのうえで区画の確保をする。
- ・廊下の一部を待機スペースとしているスタディーがあったが、他の在館者の避難との交 錯が問題にならないか?
 - →交錯が起こらないような計画が理想的である。
- ・医務室など火災の発生の可能性のある室を待機場所としているスタディーがあったが、 出火の危険をどう考えるか?
 - →待機スペースは火災の発生の恐れのないところで確保するのが理想的だが、このスタディーでは他の在館者との避難動線の交錯のある場所にしかそのようなスペースがなかった。その場合保育所エリアの中に確保する必要があり、やむなく医務室とした。 WGの検討では、火災の発生の恐れのないトイレを待機スペースとして利用する案もあった。
- ・非常用エレベーターの乗降ロビーを待機スペースとするのは消防活動との関係で問題では?
 - →消火活動の前にまず救助をしてもらうことを期待している。
- ・消防活動の戦略として、火点のある階の一つ下の階の乗降ロビーを活動拠点としてそこ から上階にアクセスすることになる。火点が保育施設の直上階だと活動に支障が出る。
 - →そのような場合は、すぐに火災により危険な状態になるということではないので保育 施設内で待機して避難や、救助の機会をうかがうのがよいのではないか。
- ・保育施設では避難訓練などをよくしていると思うが、避難行動よりも火災からの影響を 避けるという意味で、区画の形成が大切。訓練時に扉をきちんと閉じるなどを徹底して することが大切。
- ・紹介された事例にもあるように、最近の保育所でもルート C 適用などで高度な防火のコンセプトで設計された建物がある。これらはその思想通り運用されることが大事だが、それが使用者にきちんと伝わっているかは疑問。そのためには制度としてそのようなことを義務付ける必要があるのではないか。
 - →制度として整備するとともに使用者の理解のレベルをボトムアップすることも大事で、 今回の WG はむしろそちらを意図している。
- ・待機場所は、屋上などいろいろ考えられるが、その性格が異なる。狭い待機場所は好ま しくない。十分な待機スペースが確保できない場合、そこで待機することが本当に安全 なのか疑問。水平避難区画の方が、場所も広く有効ではないか。また、保育所以外の出 火であれば保育施設内で待機するという考えもあるのでは。

- →ケースごとに保育士が最適な行動を判断することは難しいと考え、とりあえず待機スペースへ移動としている。
- →ビル内の保育施設であれば多くの場合異種用途区画があり、施設全体として区画されているので保育所内での待機という考え方もありうる。
- ・建物規模によって、(避難や消防活動の)考え方が変わるので、規模の想定が必要である。 ここで想定している避難は、自火報の区分鳴動のある建物で、避難指示がされた部分での 避難ということでよいのか?
- →そのように考えている。避難するのが最善だが、他の在館者との交錯などが想定される場合はとりあえず待機して避難や救助の機会をうかがうという考え方。
- ・火災時に出火場所を明確に伝える仕組みができれば、より安全な行動がとれる。避難、 待機の判断ができる。
- ・防火に関わるハードの部分を生かすソフト的な対応が必要で、その部分を確実にする仕 組みやその役割を果たす人がいないのが問題。
- ・トイレを一時待機スペースとすることには賛成。その場合感知器などの設置が現状緩和 されていたりするが緩和しない方がよい。
- ・性能規定化され、特別な考えで防火性能を担保する建物が増えている。そのような建物で、使用者がそれをよく理解していない、消防もそのようなことを理解していないというような状況があるのではないか。そのような場合には建物を総合的に管理するためのマニュアルのようなものがあるべきでないか。
- ・保育施設の高層設置や民泊等、政策に準じた規制緩和が先行し、安全が置き去りにされている現実があるのではないか。そのようなことに関しては専門家として声を上げるべきである。消防と国交省ということでは国交省に対して特に必要でないか。
- ・保育所にもいろいろなものがあるが、認可保育所とかではなくもっと小さな施設こそ問題があるのではないか。

以上